

大宜味村簡易水道事業經營戰略 (概要版)

令和2年度

大宜味村役場 建設環境課

1. 経営戦略策定の趣旨

水道・下水道など公営企業を取り巻く経営環境の変化として、今後は急速な人口減少と人口の低密度化、インフラ資産の大規模な更新時期の到来が予想されます。

急速な人口減少と人口の低密度化により、水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少、水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ、専門人材の確保が困難になると予想されます。

また、インフラ資産の大規模な更新時期の到来により、着実な更新のための投資額の増大が予想され、管路については更新需要の平準化と着実な更新、浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化といったハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化が必要です。

これらの経営環境の変化により、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、さらなる低密度化により、料金回収率の低下等さらなる経営悪化のおそれがあります。

このような中、公営企業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省が中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請したため、経営戦略を策定します。(総財公第 10 号、総財営第 2 号、総財準第 4 号)

2. 事業概要

① 給水

供用開始年月日	昭和59年 4月 1日	計画給水人口	4,200	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	3,047	人
		有収水量密度	0.28	千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	115.867
	配水池設置数	12		
施設能力	2,000	m ³ /日	施設利用率	80.5 %

3. 水道事業の現状と将来予測および課題

(1) 現状

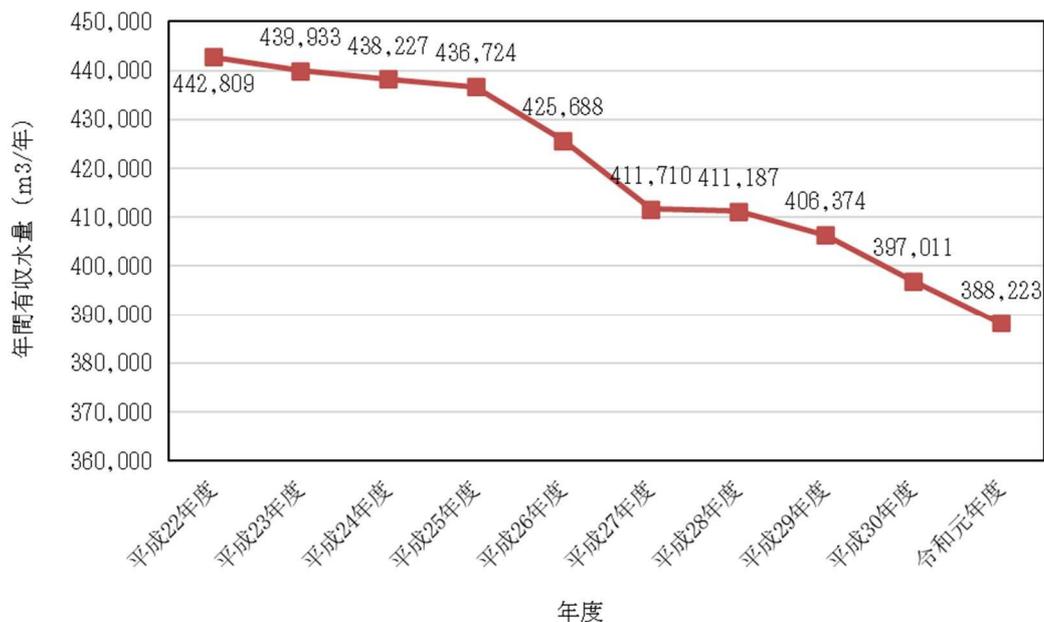
1) 給水人口

過去 10 年間の給水人口は減少傾向であり、平成 22 年度の 3,408 人から令和元年度の 3,047 人と過去 10 年間で 361 人減少しています。



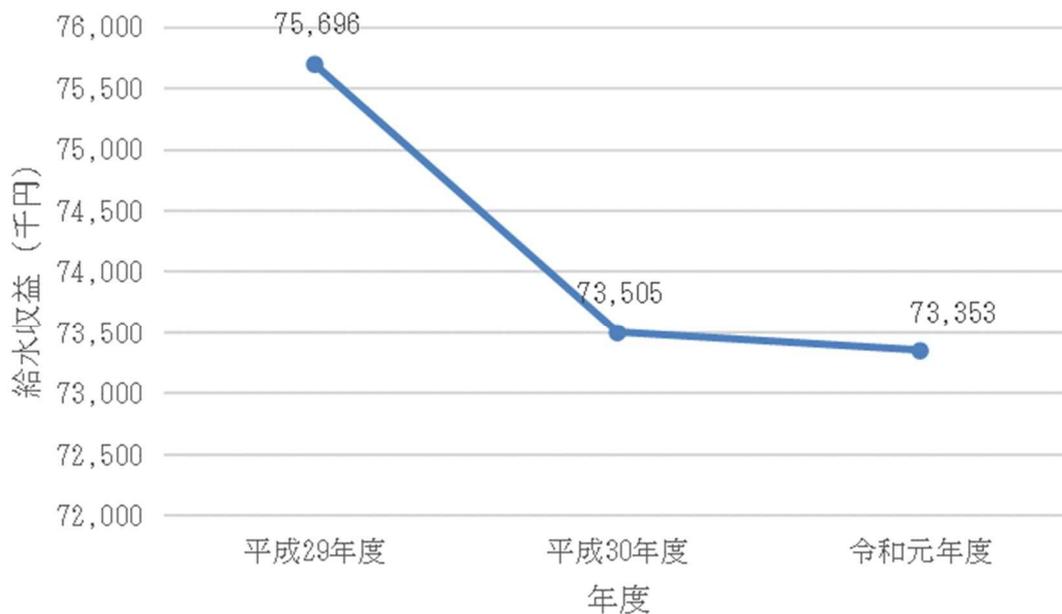
2) 年間有収水量

過去 10 年間の年間有収水量は減少傾向であり、平成 22 年度の 442,809^{m³}/年から令和元年度の 388,233^{m³}/年と過去 10 年間で 54,586^{m³}/年減少しています。



3) 給水収益

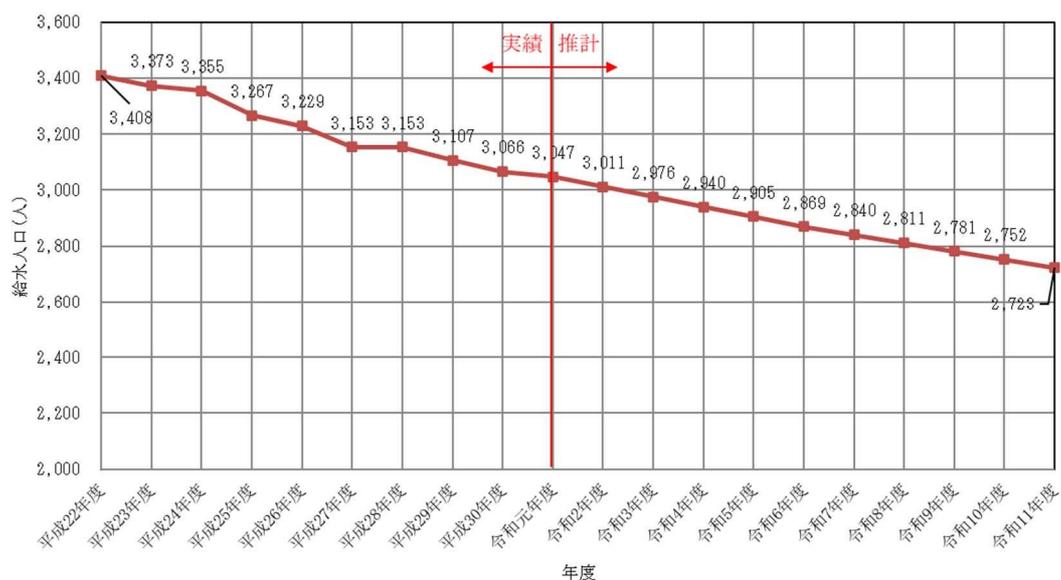
平成 29 年度の 75,696 千円から令和元年度の 73,353 千円と過去 3 年間で 2,343 千円減少しています。



(2) 将来予測

1) 給水人口

推計の結果、給水人口は今後減少傾向を示し、令和元年度の 3,047 人から令和 11 年度の 2,723 人と 10 年間で 324 人減少すると予測されます。



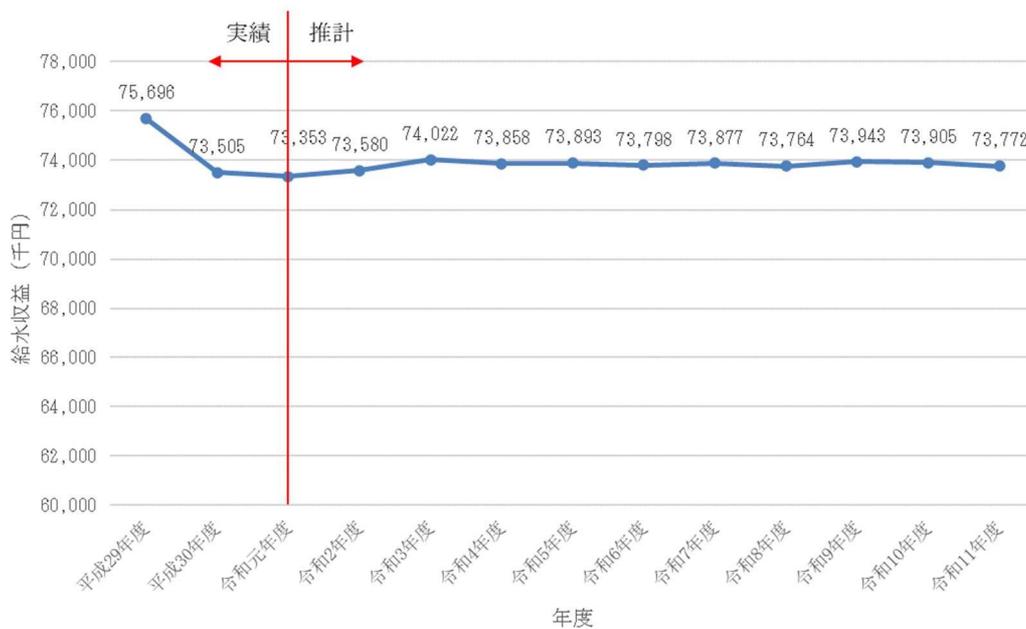
2) 年間有収水量

推計の結果、年間有収水量は今後減少傾向を示し、令和元年度の $1,061\text{m}^3/\text{年}$ から令和11年度の $1,011\text{m}^3/\text{年}$ と10年間で $50\text{m}^3/\text{年}$ 減少すると予測されます。



3) 給水収益

推計の結果、給水収益は増加傾向を示し、令和元年度の 73,353 千円から令和11年度の 73,772 千円と10年間で 419 千円増加します。推計値が増加している原因は、令和元年度10月に消費税率が10%に変更されたことと、水道料金が高い営業水量の増加によるものです。



(3) 課題

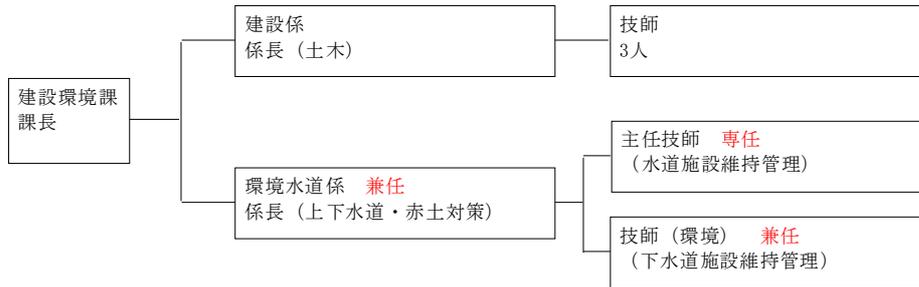
1) 人材育成

環境水道系の職員数は、係長 1 人、主任技師 1 人、技師 1 人です。うち、専任が 1 人、兼任が 2 人です。

職員の年齢構成は、31～40 歳が 3 人です。

現在の課題としては、技術を継承すべき若い世代が少ないことが挙げられます。

<組織体制>



<年齢構成・現職従事年数>

建設環境課

年齢	人数
61歳～	0人
51～60歳	1人
41～50歳	2人
31～40歳	4人
～30歳	1人
合計	8人

うち水道業務専任職員

年齢	人数
61歳～	0人
51～60歳	0人
41～50歳	0人
31～40歳	1人
～30歳	0人
合計	1人

2) 水道施設の更新

機械・電気設備、管路の更新時期が来ていますが、単年度に執行可能な事業量には限りがあります。水の安定供給のため、機械・電気設備を優先して更新しており、管路の更新が後回しになっています。

4. 投資財政計画

(1) 投資計画

本事業計画は老朽施設の更新、配水管の耐震化、重要管路の耐震化です。

1) 老朽施設の更新

機械・電気設備の法定耐用年数は15年であり、事故を未然に防ぎ、水を安定的に供給するためには計画的な更新が必要になります。

浄水場、ポンプ場、配水池の機能が停止した場合、本村の水道管理体制に重大な影響が生じるため、本事業は最優先で行います。

老朽施設の更新は令和5～12年度にかけて、耐用年数を迎えた機械・電気設備の更新を行います。

2) 配水管の耐震化

押川第2配水池から喜如嘉へ向かう配水管のうち、一部は旧村道に布設されています。

旧村道部の配水管は土被りが10m程度あり、漏水が発生したときの対応が非常に難しいと考えられます。

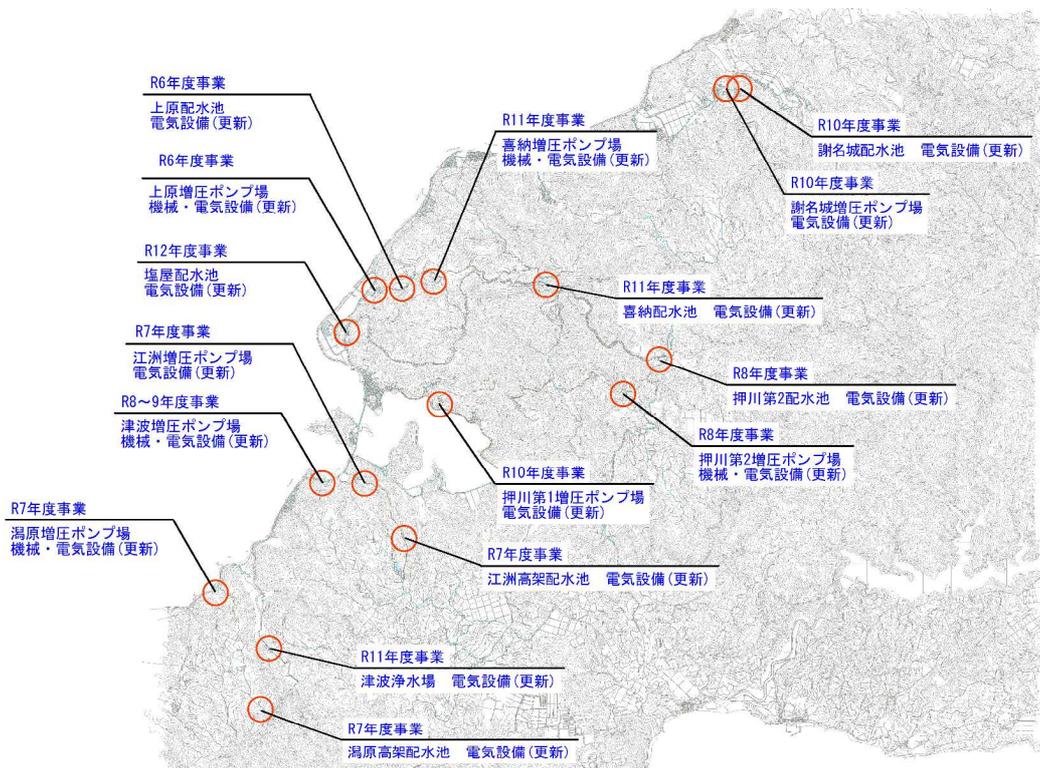
維持管理上の大きな問題が生じていることから、本事業は重要管路の耐震化より優先して行います。

配水管の耐震化は令和13～16年度にかけて、維持管理上に問題のある配水管の布設替と同時に耐震化を行います。

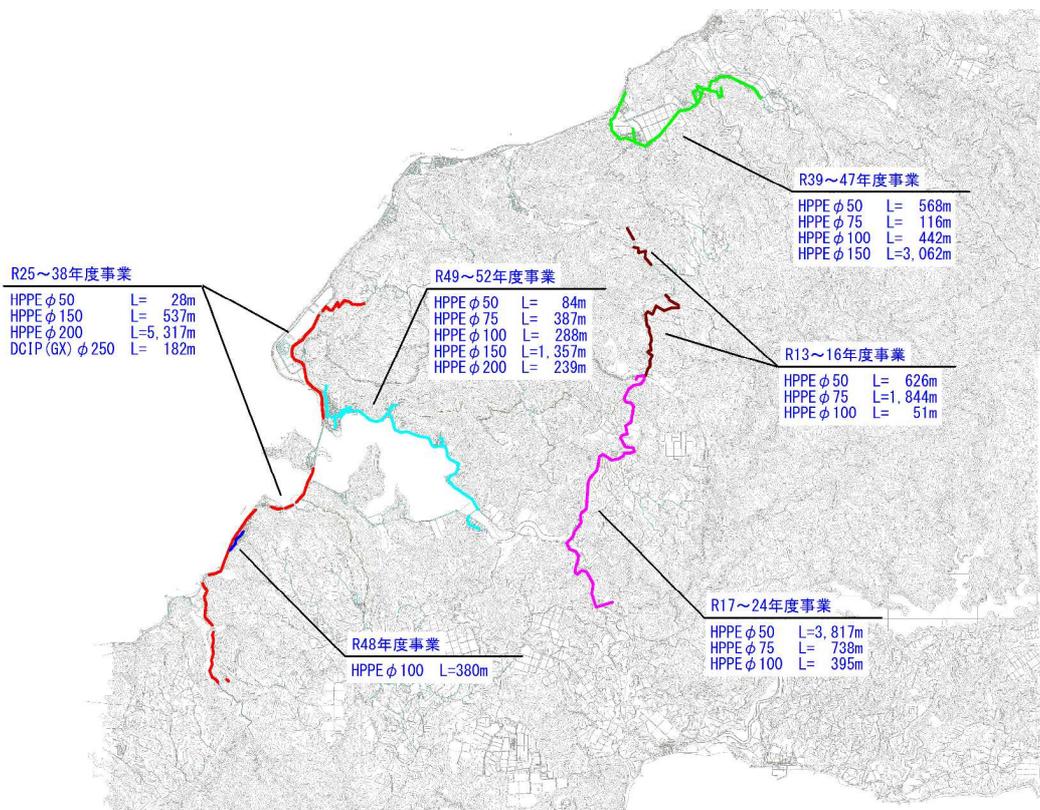
3) 重要管路の耐震化

重要施設へ送配水を行っている重要管路の多くが耐用年数を超過しています。老朽化による腐食等で破断すると広い範囲に影響を及ぼすことから、更新および耐震化を行います。

重要管路の耐震化は令和17～52年度にかけて、重要施設へ送配水を行っている重要管路の更新を行います。



事業計画位置図(老朽施設更新)



事業計画位置図(管路耐震化)

(2) 投資に対する財源計画

本補助事業計画は国庫補助金を利用して整備を行う予定であり、補助事業費の 2/3 を国庫補助金で賄います。

投資負担を平準化し、世代間負担の公平を確保するため、補助事業費の 1/3 を村債にて賄います。

(単位:千円)

年度	国庫補助金	村債	附 記
平成29年度	40,000	20,000	決 算
平成30年度	16,000	8,000	〃
令和元年度	30,000	15,000	〃
令和2年度	82,231	41,400	事業計画
令和3年度	0	0	〃
令和4年度	0	0	〃
令和5年度	6,000	3,000	〃
令和6年度	62,000	31,000	〃
令和7年度	72,000	36,000	〃
令和8年度	72,000	36,000	〃
令和9年度	78,000	39,000	〃
令和10年度	66,000	33,000	〃
令和11年度	80,000	40,000	〃

(3) 投資財政計画

1) 水道事業の経営状況の把握

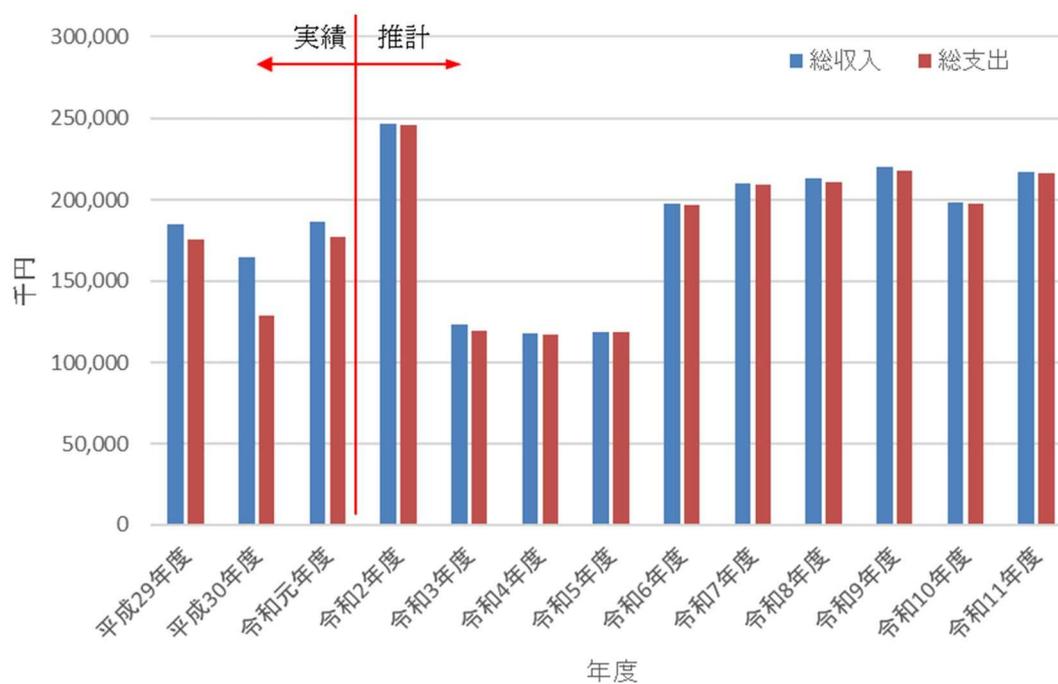
大宜味村水道事業の過去3年間の収支決算および将来推計を以下に示します。

収入、支出ともに減少傾向にあります。

収支差引は実績、推計ともに黒字となっていますが、これは他会計繰入金によるものであり、他会計繰入金がなければ過去3年において収支は赤字になります。

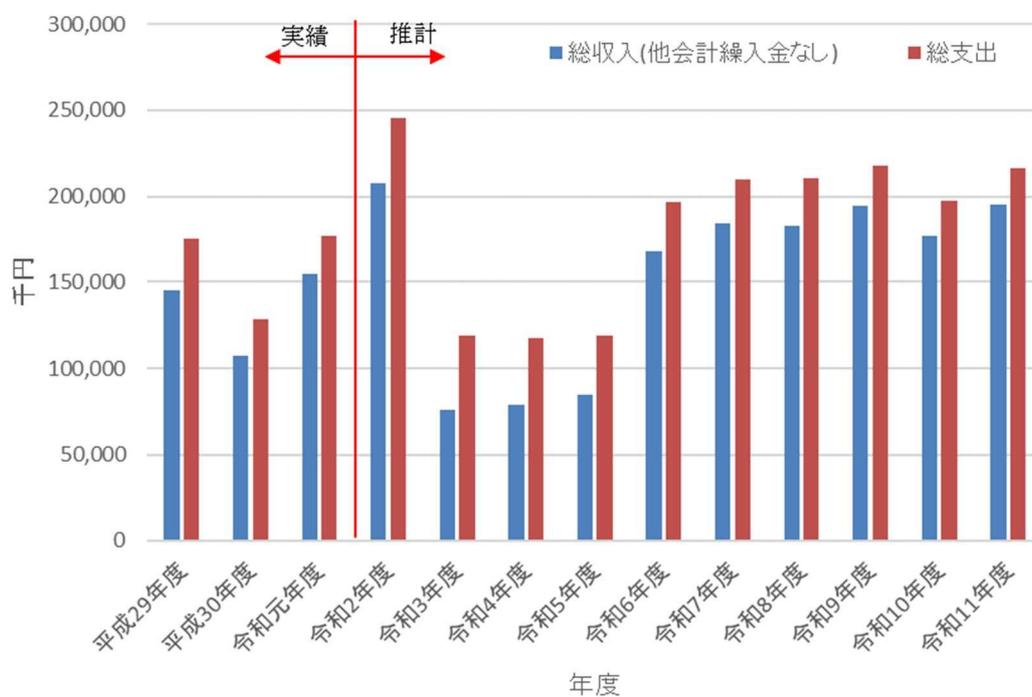
令和元年度において、他会計繰入金は32,000千円であり、他会計繰入金を前提とした経営になっています。

	実績			推計									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 総収入	184,888	164,518	186,491	246,652	123,321	117,805	118,999	198,105	210,064	213,314	220,521	198,408	216,988
総収入のうち他会計繰入金	(39,673)	(57,290)	(32,000)	(38,689)	(47,287)	(38,689)	(34,390)	(30,092)	(25,793)	(30,092)	(25,793)	(21,494)	(21,494)
② 総支出	175,252	128,456	176,856	245,757	119,181	117,206	118,902	196,827	209,723	210,646	217,628	197,804	216,278
①-② 収支差引	9,636	36,062	9,635	895	4,141	599	98	1,277	341	2,668	2,892	605	710



他会計繰入金を除いた収支を比較すると、赤字になります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総収入(他会計繰入金なし)	145,215	107,228	154,491	207,963	76,034	79,116	84,609	168,013	184,271	183,222	194,728	176,914	195,494
総支出	175,252	128,456	176,856	245,757	119,181	117,206	118,902	196,827	209,723	210,646	217,628	197,804	216,278
収支差引	-30,037	-21,228	-22,365	-37,794	-43,146	-38,090	-34,292	-28,815	-25,452	-27,424	-22,901	-20,889	-20,784



経費の負担の原則について、地方公営企業法では以下のとおり定められています。

地方公営企業法 第十七条の二

- 1 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。
 - 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

大宜味村が繰り入れている負担金は第十七条の二第1項二号に該当しますが、これは能率的な経営を行ってもなお困難である場合に認められる経費です。

繰入金を前提とした経営は健全な運営であるとはいえないため、今後は他会計繰入金を減らしていくことが求められます。

2) 収入の内訳

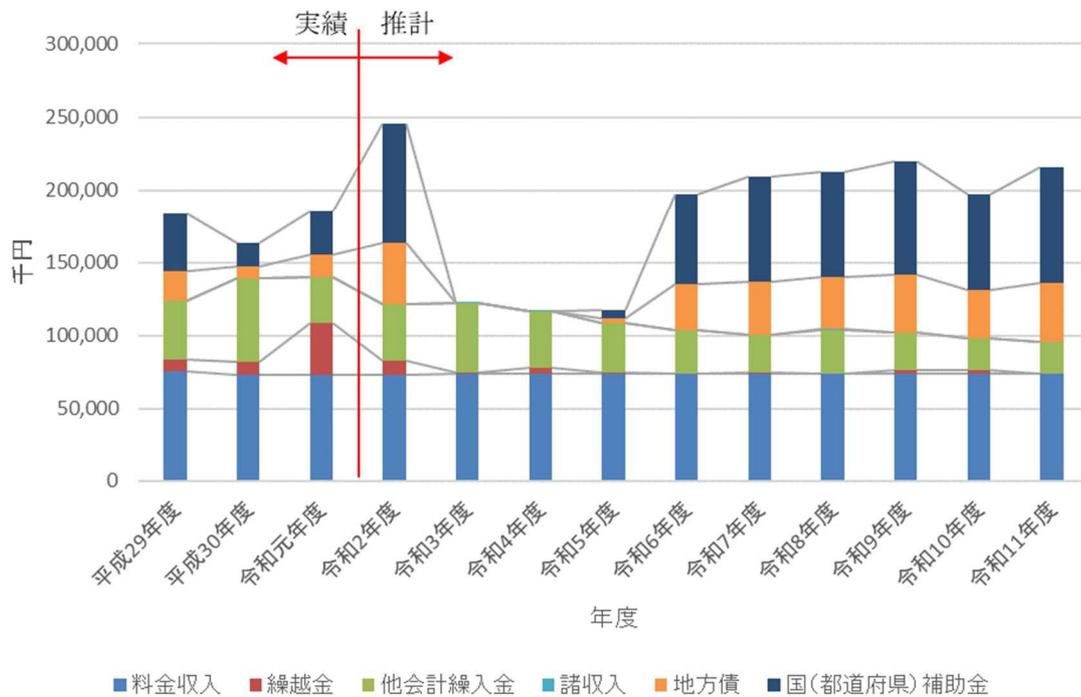
収入の内訳を以下に示します。

(1) 料金収入は、過去3年間で75,696千円から73,353千円まで減少しています。推計では、営業用水量の増加により令和11年度には73,772千円まで微増します。

(2) 他会計繰入金の過去3年間の平均値は42,988千円です。推計では、平均値を基準とし、独立採算制の確立に向け、収支が赤字にならない程度に減らしていきます。

(3)、(4) 地方債および国（都道府県）補助金について、地方債は事業費の1/3、国（都道府県）補助金は建設改良費の2/3の金額を計上しています。

収入	実績			推計									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 料金収入	75,696	73,505	73,353	73,580	74,022	73,858	73,893	73,798	73,877	73,764	73,943	73,905	73,772
滞納繰越分および督促手数料	1,148	1,109	1,050	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
繰越金	8,330	8,614	35,088	9,635	895	4,141	599	98	1,277	341	2,668	2,892	605
(2) 他会計繰入金	39,673	57,290	32,000	38,689	47,287	38,689	34,390	30,092	25,793	30,092	25,793	21,494	21,494
諸収入	41	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
(3) 地方債	20,000	8,000	15,000	41,400	0	0	3,000	31,000	36,000	36,000	39,000	33,000	40,000
(4) 国(都道府県)補助金	40,000	16,000	30,000	82,231	0	0	6,000	62,000	72,000	72,000	78,000	66,000	80,000
計	184,888	164,518	186,491	246,652	123,321	117,805	118,999	198,105	210,064	213,314	220,521	198,408	216,988



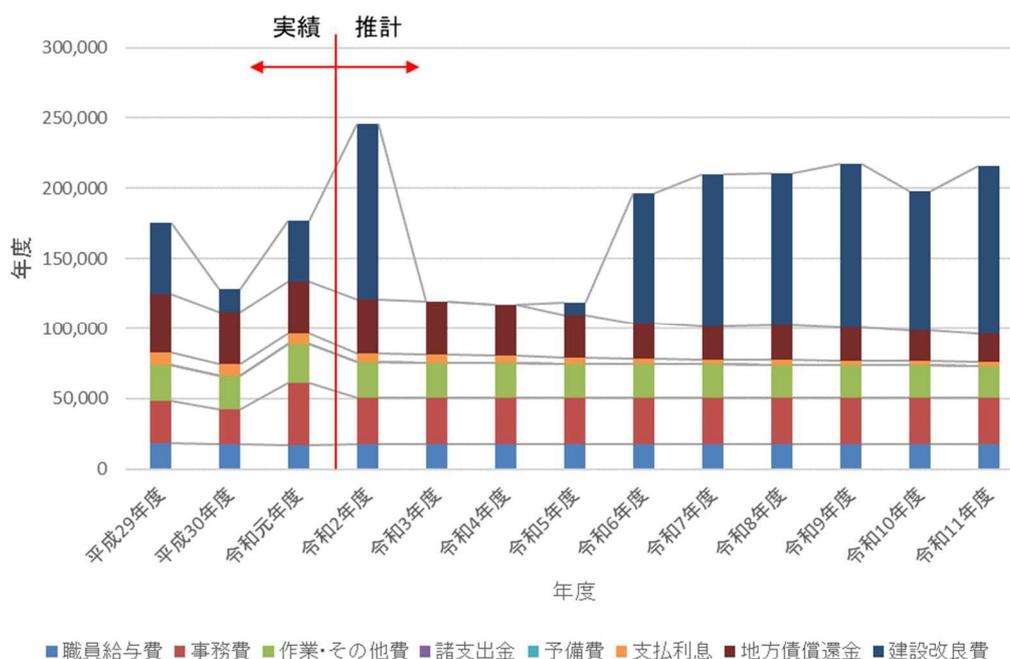
3) 支出の内訳

支出の内訳を以下に示します。

- (1) 職員給与費は、過去3年間で18,367千円から16,734千円まで減少しています。
- (2) 事務費は、過去3年間で29,918千円から44,423千円まで増加しています。
- (3) 作業・その他費は、過去3年間で25,507千円から27,547千円まで増加しています。
- (4)、(5) 支払利息、地方債償還金はすでにピークを迎えており、今後は減少していきます。
- (6) 建設改良費は、年度によってばらつきがあり、令和3～4年度は0円で最も少なく、令和2年度が最も多い124,701千円となります。

実績 ← | → 推計

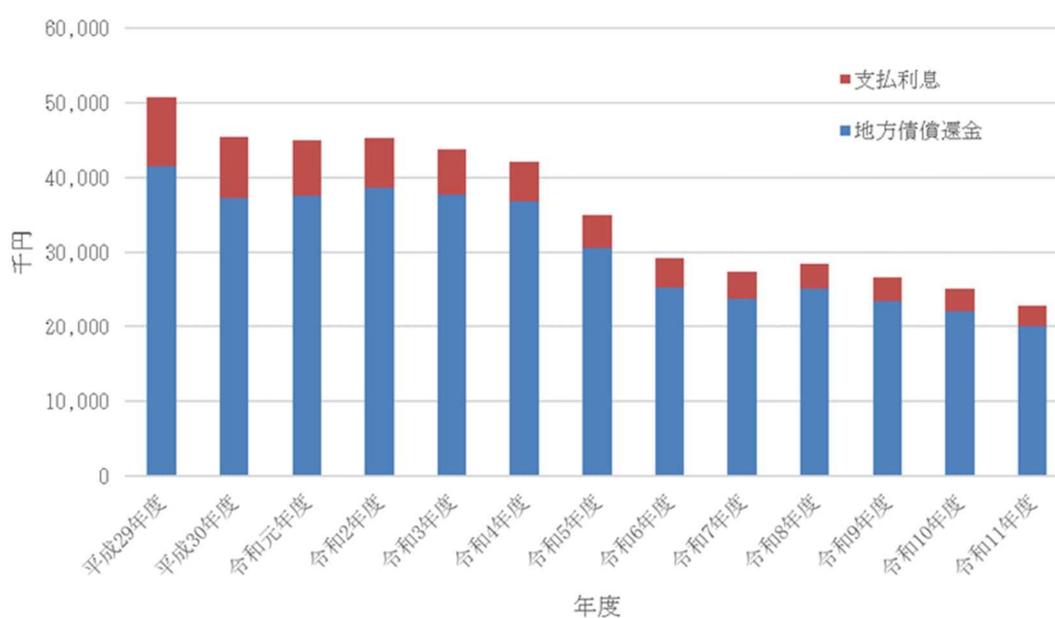
支出	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 職員給与費	18,367	18,057	16,734	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719	17,719
(2) 事務費	29,918	24,738	44,423	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025	33,025
(3) 作業・その他費	25,507	23,363	27,547	25,043	24,706	24,406	24,149	23,825	23,582	23,329	23,153	22,871	22,646
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 支払利息	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
(5) 地方債償還金	41,575	37,280	37,571	38,614	37,688	36,827	30,550	25,385	23,788	25,190	23,566	22,192	20,060
(6) 建設改良費	50,738	16,805	43,131	124,701	0	0	9,000	93,000	108,000	108,000	117,000	99,000	120,000
計	175,252	128,456	176,856	245,757	119,181	117,206	118,902	196,827	209,723	210,646	217,628	197,804	216,278



4) 地方債償還金の推移

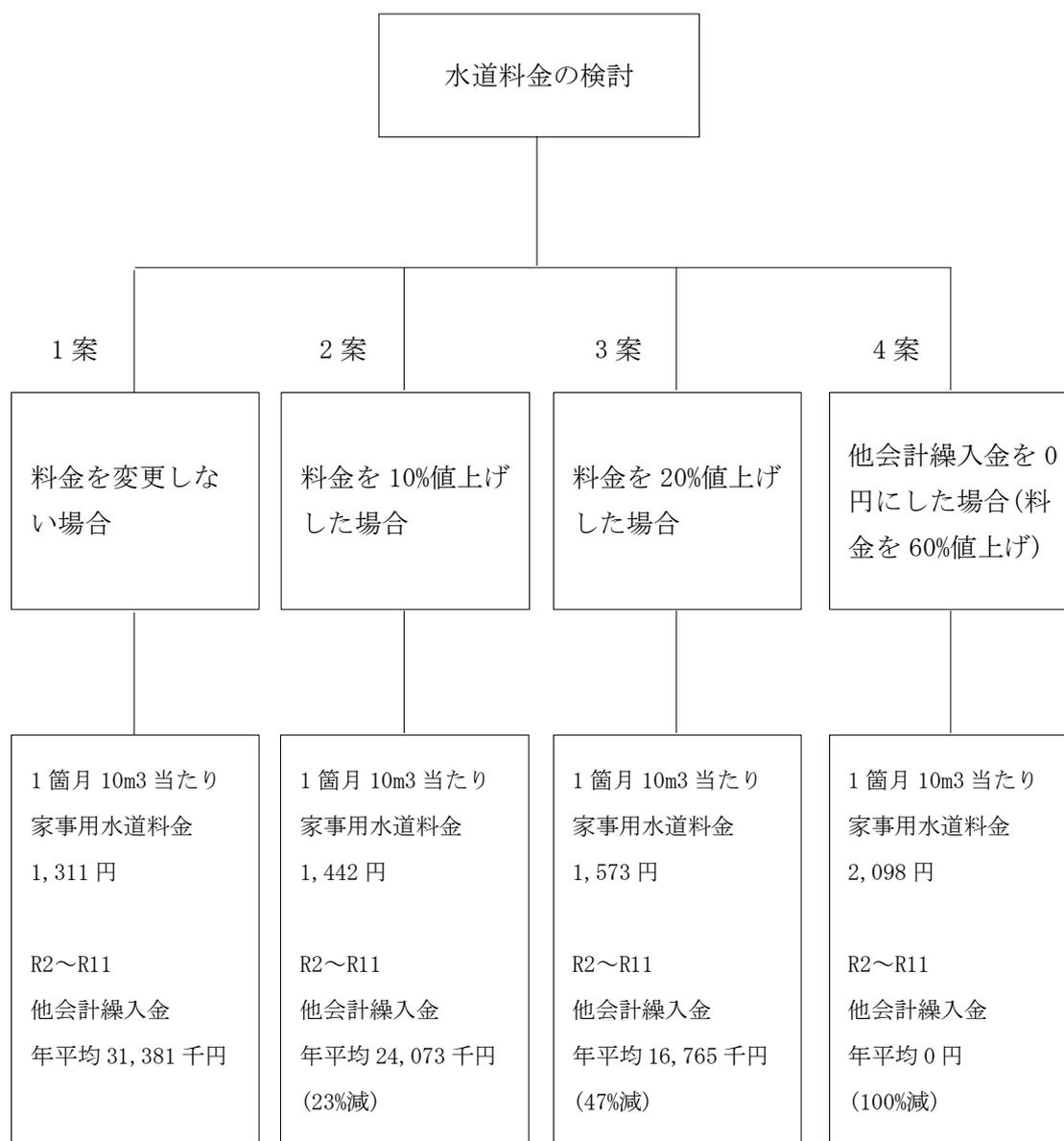
地方債償還金は既にピークを迎えており、令和2年度の50,722千円から、令和11年度の22,888千円まで減少していきます。

地方債償還金	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支払利息	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
地方債償還金	41,575	37,280	37,571	38,614	37,688	36,827	30,550	25,385	23,788	25,190	23,566	22,192	20,060
計	50,722	45,493	45,021	45,269	43,731	42,056	35,009	29,258	27,397	28,573	26,731	25,189	22,888



(4) 水道料金検討案

料金を変更しない場合、料金を10%値上げした場合、料金を20%値上げした場合、他会計繰入金を0円(料金を60%値上げ)にした場合のそれぞれにおいて、各年度の収支が赤字にならない料金を検討しました。



1) 料金を変更しない場合

1 箇月 10m³ 当たり一般用水道料金は 1,311 円、令和 2～11 年度の他会計繰入金の平均値は 31,381 千円となります。

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)											
1	総 収 益 (A)	124,888	140,518	141,491	123,021	123,321	117,805	109,999	105,105	102,064	105,314	103,521	99,408	96,988
(1)	営 業 収 益 (B)	85,174	83,228	109,491	84,318	76,020	79,102	75,595	74,999	76,257	75,208	77,714	77,900	75,480
	ア 料 金 収 入	75,696	73,505	73,353	73,580	74,022	73,858	73,893	73,798	73,877	73,764	73,943	73,905	73,772
	イ 滞納繰越分および督促手数料	1,148	1,109	1,050	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	エ 繰越金	8,330	8,614	35,088	9,635	895	4,141	599	98	1,277	341	2,668	2,892	605
(2)	営 業 外 収 益	39,714	57,290	32,000	38,703	47,301	38,703	34,404	30,106	25,807	30,106	25,807	21,508	21,508
	ア 他 会 計 繰 入 金	39,673	57,290	32,000	38,689	47,287	38,689	34,390	30,092	25,793	30,092	25,793	21,494	21,494
	イ 諸 収 入	41	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
2	総 費 用 (D)	82,939	74,371	96,154	82,442	81,493	80,379	79,352	78,442	77,935	77,456	77,062	76,612	76,218
(1)	営 業 費 用	73,792	66,158	88,704	75,787	75,450	75,150	74,893	74,569	74,326	74,073	73,897	73,615	73,390
(2)	営 業 外 費 用	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
3	収支差引 (A)-(D) (E)	41,949	66,147	45,337	40,579	41,829	37,426	30,648	26,662	24,129	27,858	26,458	22,797	20,770
1	資 本 的 収 入 (F)	60,000	24,000	45,000	123,631	0	0	9,000	93,000	108,000	108,000	117,000	99,000	120,000
2	資 本 的 支 出 (G)	92,313	54,085	80,702	163,315	37,688	36,827	39,550	118,385	131,788	133,190	140,566	121,192	140,060
3	収支差引 (F)-(G) (I)	△ 32,313	△ 30,085	△ 35,702	△ 39,684	△ 37,688	△ 36,827	△ 30,550	△ 25,385	△ 23,788	△ 25,190	△ 23,566	△ 22,192	△ 20,060
	収支再差引 (E)+(I) (J)	9,636	36,062	9,635	895	4,141	599	98	1,277	341	2,668	2,892	605	710

用途別	基本料金 円	メーター使用量 円
家事用	900	52
営業用	1,200	90
官公署用	1,200	212
臨時用	0	137

水道料金体系	10m ³ 家事用料金
現行料金	1,311

種 別	用 途 別	基本料金(1ヶ月につき)		超 過 料 金	
		水 量	料 金	使用水量	料 金
専	家事用	8立方メートルまで	900 円	0～8m ³	0 円
				9～20m ³	120 円
				21～50m ³	140 円
				51m ³ ～	160 円
用	営業用	8立方メートルまで	1,200 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	200 円
				51～200m ³	230 円
				201m ³ ～	260 円
栓	官公署用	8立方メートルまで	1,200 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	200 円
				51～200m ³	230 円
				201m ³ ～	260 円
	臨時用			1m ³ 以上	600 円

2) 料金を10%値上げした場合

1 箇月 10m³ 当たり一般用水道料金は1,442 円、令和2～11 年度の他会計繰入金の平均値は24,073 千円となります。

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)											
1	総 収 益 (A)	124,888	140,518	141,491	126,075	120,875	118,441	113,722	107,605	103,349	105,373	102,372	101,345	97,699
(1)	営 業 収 益 (B)	85,174	83,228	109,491	91,671	86,471	84,037	83,616	86,097	86,140	83,865	85,163	84,136	84,789
	ア 料 金 収 入	75,696	73,505	73,353	80,933	81,419	81,239	81,278	81,173	81,260	81,136	81,333	81,290	81,144
	イ 滞 納 繰 越 分 お よ び 督 促 手 数 料	1,148	1,109	1,050	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	エ 繰 越 金	8,330	8,614	35,088	9,635	3,949	1,695	1,235	3,821	3,777	1,626	2,727	1,743	2,542
(2)	営 業 外 収 益	39,714	57,290	32,000	34,404	34,404	34,404	30,106	21,508	17,209	21,508	17,209	17,209	12,910
	ア 他 会 計 繰 入 金	39,673	57,290	32,000	34,390	34,390	34,390	30,092	21,494	17,195	21,494	17,195	17,195	12,896
	イ 諸 収 入	41	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
2	総 費 用 (D)	82,939	74,371	96,154	82,442	81,493	80,379	79,352	78,442	77,935	77,456	77,062	76,612	76,218
(1)	営 業 費 用	73,792	66,158	88,704	75,787	75,450	75,150	74,893	74,569	74,326	74,073	73,897	73,615	73,390
(2)	営 業 外 費 用	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	41,949	66,147	45,337	43,633	39,383	38,062	34,371	29,162	25,414	27,917	25,309	24,734	21,481
1	資 本 的 収 入 (F)	60,000	24,000	45,000	123,631	0	0	9,000	93,000	108,000	108,000	117,000	99,000	120,000
2	資 本 的 支 出 (G)	92,313	54,085	80,702	163,315	37,688	36,827	39,550	118,385	131,788	133,190	140,566	121,192	140,060
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 32,313	△ 30,085	△ 35,702	△ 39,684	△ 37,688	△ 36,827	△ 30,550	△ 25,385	△ 23,788	△ 25,190	△ 23,566	△ 22,192	△ 20,060
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	9,636	36,062	9,635	3,949	1,695	1,235	3,821	3,777	1,626	2,727	1,743	2,542	1,421

用途別	基本料金 円	メーター使用量 円
家事用	990	57
営業用	1,320	99
官公署用	1,320	233
臨時用	0	150

水道料金体系	10m ³ 家事用料金
10%値上げ	1,442

種 別	用 途 別	基本料金(1ヶ月につき)		超 過 料 金	
		水 量	料 金	使用水量	料 金
専	家事用	8立方メートルまで	990 円	0～8m ³	0 円
				9～20m ³	132 円
				21～50m ³	154 円
				51m ³ ～	176 円
用	営業用	8立方メートルまで	1,320 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	220 円
				51～200m ³	253 円
				201m ³ ～	286 円
栓	官公署用	8立方メートルまで	1,320 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	220 円
				51～200m ³	253 円
				201m ³ ～	286 円
	臨時用			1m ³ 以上	660 円

3) 料金を 20%値上げした場合

1 箇月 10m³ 当たり一般水道料金は 1,573 円、令和 2～11 年度の他会計繰入金の平均値は 16,765 千円となります。

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)											
1	総 収 益 (A)	124,888	140,518	141,491	124,832	122,732	119,083	113,151	105,811	104,639	105,437	101,229	98,992	98,421
(1)	営 業 収 益 (B)	85,174	83,228	109,491	99,025	92,626	93,276	91,643	92,901	91,729	92,527	92,617	90,380	89,809
	ア 料 金 収 入	75,696	73,505	73,353	88,287	88,817	88,621	88,663	88,548	88,643	88,508	88,723	88,677	88,517
	イ 滞納繰越分および督促手数料	1,148	1,109	1,050	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	エ 繰越金	8,330	8,614	35,088	9,635	2,706	3,552	1,877	3,250	1,983	2,916	2,791	600	189
(2)	営 業 外 収 益	39,714	57,290	32,000	25,807	30,106	25,807	21,508	12,910	12,910	12,910	8,612	8,612	8,612
	ア 他 会 計 繰 入 金	39,673	57,290	32,000	25,793	30,092	25,793	21,494	12,896	12,896	12,896	8,598	8,598	8,598
	イ 諸 収 入	41	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
2	総 費 用 (D)	82,939	74,371	96,154	82,442	81,493	80,379	79,352	78,442	77,935	77,456	77,062	76,612	76,218
(1)	営 業 費 用	73,792	66,158	88,704	75,787	75,450	75,150	74,893	74,569	74,326	74,073	73,897	73,615	73,390
(2)	営 業 外 費 用	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
3	収支差引 (A)-(D) (E)	41,949	66,147	45,337	42,390	41,240	38,704	33,800	27,368	26,704	27,981	24,166	22,381	22,203
1	資 本 的 収 入 (F)	60,000	24,000	45,000	123,631	0	0	9,000	93,000	108,000	108,000	117,000	99,000	120,000
2	資 本 的 支 出 (G)	92,313	54,085	80,702	163,315	37,688	36,827	39,550	118,385	131,788	133,190	140,566	121,192	140,060
3	収支差引 (F)-(G) (I)	△ 32,313	△ 30,085	△ 35,702	△ 39,684	△ 37,688	△ 36,827	△ 30,550	△ 25,385	△ 23,788	△ 25,190	△ 23,566	△ 22,192	△ 20,060
	収支再差引 (E)-(I) (J)	9,636	36,062	9,635	2,706	3,552	1,877	3,250	1,983	2,916	2,791	600	189	2,143

用途別	基本料金 円	メーター使用量 円
家事用	1,080	62
営業用	1,440	108
官公署用	1,440	254
臨時用	0	164

水道料金体系	10m ³ 家事用料金
20%値上げ	1,573

種 別	用 途 別	基本料金(1ヶ月につき)		超 過 料 金	
		水 量	料 金	使用水量	料 金
専 用	家事用	8立方メートルまで	1,080 円	0～8m ³	0 円
				9～20m ³	144 円
				21～50m ³	168 円
				51m ³ ～	192 円
用 栓	営業用	8立方メートルまで	1,440 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	240 円
				51～200m ³	276 円
				201m ³ ～	312 円
用 栓	官公署用	8立方メートルまで	1,440 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	240 円
				51～200m ³	276 円
				201m ³ ～	312 円
	臨時用			1m ³ 以上	720 円

4) 他会計繰入金を0円(料金を60%値上げ)にした場合の料金

1 箇月 10m³ 当たり一般用水道料金は2,098円、令和2～11年度の他会計繰入金は0円になります。

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)											
1	総 収 益 (A)	124,888	140,518	141,491	128,475	125,896	126,002	128,138	137,426	152,914	170,327	187,103	205,834	226,178
(1)	営 業 収 益 (B)	85,174	83,228	109,491	128,461	125,882	125,988	128,124	137,412	152,900	170,313	187,089	205,820	226,164
	ア 料 金 収 入	75,696	73,505	73,353	117,723	118,430	118,169	118,225	118,072	118,199	118,019	118,305	118,243	118,030
	イ 滞 納 繰 越 分 お よ び 督 促 手 数 料	1,148	1,109	1,050	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	エ 繰 越 金	8,330	8,614	35,088	9,635	6,349	6,716	8,796	18,237	33,598	51,191	67,681	86,474	107,031
(2)	営 業 外 収 益	39,714	57,290	32,000	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	ア 他 会 計 繰 入 金	39,673	57,290	32,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ 諸 収 入	41	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
2	総 費 用 (D)	82,939	74,371	96,154	82,442	81,493	80,379	79,352	78,442	77,935	77,456	77,062	76,612	76,218
(1)	営 業 費 用	73,792	66,158	88,704	75,787	75,450	75,150	74,893	74,569	74,326	74,073	73,897	73,615	73,390
(2)	営 業 外 費 用	9,147	8,213	7,450	6,655	6,043	5,229	4,459	3,873	3,609	3,383	3,165	2,997	2,828
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	41,949	66,147	45,337	46,033	44,404	45,623	48,787	58,983	74,979	92,871	110,040	129,223	149,960
1	資 本 的 収 入 (F)	60,000	24,000	45,000	123,631	0	0	9,000	93,000	108,000	108,000	117,000	99,000	120,000
2	資 本 的 支 出 (G)	92,313	54,085	80,702	163,315	37,688	36,827	39,550	118,385	131,788	133,190	140,566	121,192	140,060
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 32,313	△ 30,085	△ 35,702	△ 39,684	△ 37,688	△ 36,827	△ 30,550	△ 25,385	△ 23,788	△ 25,190	△ 23,566	△ 22,192	△ 20,060
	収 支 再 差 引 (E)-(I) (J)	9,636	36,062	9,635	6,349	6,716	8,796	18,237	33,598	51,191	67,681	86,474	107,031	129,900

用途別	基本料金 円	メーター使用量 円
家事用	1,440	83
営業用	1,920	144
官公署用	1,920	339
臨時用	0	219

水道料金体系	10m ³ 家事用料金
60%値上げ	2,098

種 別	用 途 別	基本料金(1ヶ月につき)		超 過 料 金	
		水 量	料 金	使用水量	料 金
専 用	家事用	8立方メートルまで	1,440 円	0～8m ³	0 円
				9～20m ³	192 円
				21～50m ³	224 円
				51m ³ ～	256 円
用	営業用	8立方メートルまで	1,920 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	320 円
				201m ³ ～	416 円
				51～200m ³	368 円
栓	官公署用	8立方メートルまで	1,920 円	0～8m ³	0 円
				9～50m ³	320 円
				201m ³ ～	416 円
				51～200m ³	368 円
	臨時用			1m ³ 以上	960 円

(5) 水道料金の検討結果

1 箇月当たり 10m³ 家事用水道料金を以下に示します。

水道料金体系	10m ³ 家事用料金
現行料金	1,311
10%値上げ	1,442
20%値上げ	1,573
60%値上げ	2,098

他簡易水道事業と 10m³ 家事用料金を比較した結果、60%値上げ以外の料金では平均値より安い金額になります。

No	事業主体名	10m ³ 家事用料金
1	名護市源河地区	300
2	金武町伊芸地区	400
3	東村	660
4	国頭村	715
5	与那国町	1,197
6	大宜味村(現行料金)	1,311
7	大宜味村(10%値上げ)	1,442
8	竹富町	1,468
9	大宜味村(20%値上げ)	1,573
10	栗国村	1,640
11	平均値(大宜味村の値上げ後の料金を除く)	1,825
12	座間味村	1,947
13	大宜味村(60%値上げ)	2,098
14	伊平屋村	2,398
15	伊是名村	2,420
16	渡嘉敷村	2,740
17	渡名喜村	2,740
18	多良間村	2,912
19	南大東村	3,512
20	北大東村	3,620

北部地区の水道事業と 10m³ 家事用料金を比較した結果、いずれの水道料金も平均値より高い金額になります。

No	事業主体名	10m ³ 家事用料金
1	名護市源河地区	300
2	金武町伊芸地区	400
3	東村	660
4	国頭村	715
5	金武町	880
6	平均値(大宜味村の値上げ後の料金を除く)	1,009
7	宜野座村	1,177
8	恩納村	1,199
9	大宜味村(現行料金)	1,311
10	名護市	1,353
11	大宜味村(10%値上げ)	1,442
12	今帰仁村	1,479
13	大宜味村(20%値上げ)	1,573
14	本部町	1,622
15	大宜味村(60%値上げ)	2,098

5. 経営の基本方針

独立採算制に基づき、今後は他会計繰入金を減らしていくこととします。

水道料金の値上げが必要になる場合、利用者の負担が急増しないよう、段階を踏んで改定することとします。

6. 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等について以下に示します。

広域化	大宜味村、国頭村、東村の3村の広域化について、担当者間での協議が行われています。 浄水場、送水施設、送水管を企業局に譲渡し、企業局から受水することで経営の健全化を図るものです。 今後、村長間での協議を経て、県に要望書を提出する計画です。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現在、活用の予定はありません。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	施設の更新の集中を避け、優先度の高いものから更新し、順位の低いものは後へ送り、場合によっては更新対象から外すなど再検討を行い投資の平準化を目指します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	広域化に伴う、水道施設の廃止、統合の可能性について検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向を見ながら、将来の管路の更新の際に口径の見直しや、配水池の容量の見直し等の検討を行います。

7. 広域化の検討

水道事業の広域化には次の形態があります。

① 事業統合

経営主体も事業も一つに統合された形態をいいます。水道法改正(平成13年)以前は、施設が一体的に運用されている事が条件でしたが、法改正以降は、必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できることとなりました。

② 経営の一体化

経営主体が一つですが、認可上、事業は別の形態をいいます。一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられます。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられます。

③ 管理の一体化

維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により業務等を実施する形態をいいます。

④ 施設の共同化

取水場、浄水場、水質試験センター、緊急時連絡管などの共同施設を保有する形態(危機管理対策等のソフト的な施策を含む)をいいます。なお、共用施設は運用段階において一体的に管理する場合もあります。

形態		運営状況	認可	施設	組織	料金	管理
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> 経営主体も事業も一つに統合された形態 施設が一体的に運用されている形態は、水道法改正(H13)以前の水道広域化の概念 	○	○※1	○	○	○
経営の一体化※2		<ul style="list-style-type: none"> 経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態、県営用水供給事業で複数の事業を営んでいる場合等で料金は異なる。 	×	×	○	×	○
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の共同実施、共同委託(第三者委託、その他) 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託 	×	×	×	×	○
	施設の共同化※3	<ul style="list-style-type: none"> 共用施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の保有 緊急時連絡管の接続、災害時の応援協定(ソフト的な施策)など 	×	○	×	×	×

表中の○は、認可、施設、組織、料金、管理のそれぞれが、一体化あるいは一本化されていること、×はされていないことを示す。

※1：必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できる。

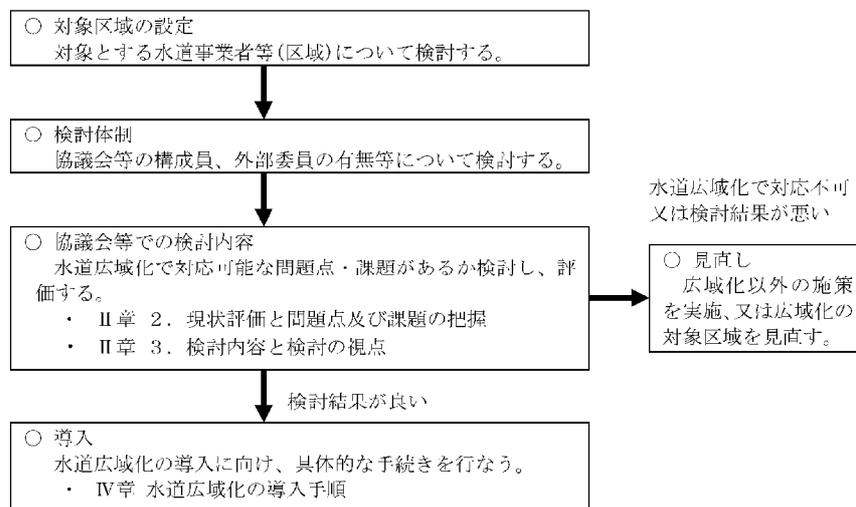
※2：一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられる。

※3：共用施設は、運用段階において一体的に管理する場合もあり得る。

これまでの広域化実施事例を類型化すると、概ね以下の3パターンに整理されます。

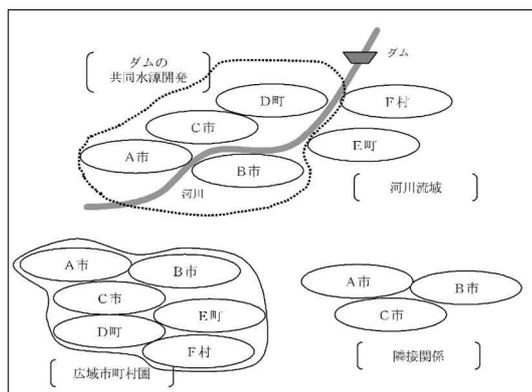
	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態	用水供給事業と受水末端事業との統合 (経営統合を含む)	複数の水道事業による統合 (経営統合を含む)	・中核事業による周辺小規模事業の吸収統合 (経営統合を含む)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい ・末端事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能 ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 ・水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営資源の共有化 ・規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大など効率的な運営による効果大きい ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> (中核事業) ・中核事業体としての地域貢献 (小規模事業) ・水道料金の上昇を抑制 ・給水安定度の向上 ・事業基盤が安定
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・給水安定度向上のためには、末端間の連絡管整備が必要となり、事業費の増大となる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる ・水道料金上昇が伴うと、複数の事業体による料金決定が困難になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> (中核事業) ・給水条件の悪い事業を統合する場合は、経営的な負担が増す (小規模事業) ・統合に伴う施設整備費の負担が発生 ・出資金や借金の清算等、広域化にあたり一時的な財政負担が発生

導入に向けた検討フロー図を以下に示します。水道広域化は、検討の対象とする水道広域化の区域を設定し、協議会等を設け、検討結果が良ければ導入に向けて手続きを行うこととなります。



水道広域化の検討の対象区域について、想定される区域は、水道整備基本構想や広域的水道整備計画に定める圏域のほか、水道に関するつながりによるもの（共同水源開発、用水供給・分水の供給・受水関係等）、広域市町村圏、隣接関係、広域行政（消防、ごみ処理等）などがあります。

維持管理業務等を一体的に実施、あるいは共用施設の建設などを行う場合は、これまでの水道に関する連携の有無や地理的に隣接しているといった点を配慮して設定するのが重要となります。



- ①地理的に合理的な範囲であること（広域化は地理的条件の影響を受けるため）
- ②これまで水道に関するつながりや何らかの連携がある地域
- ③水道事業者等に広域化を進める意向があること

現在、大宜味村、国頭村、東村3村の広域化について、担当者間での協議が行われています。浄水場、送水施設、送水管を企業局に譲渡し、企業局から受水することで経営の健全化を図るものであり、今後、村長間での協議を経て、県に要望書を提出する計画です。

水道概要(R1 データ)

	大宜味村	国頭村	東村
現在給水人口	2,917 人	4,499 人	1,660 人
最大給水量	1,724m ³ /日	2,388m ³ /日	1,373m ³ /日
平均給水量	1,392m ³ /日	1,931m ³ /日	856m ³ /日
有収率	76.4%	85.8%	79.4%
浄水場	津波浄水場 2,000 m ³	大川山浄水場 1,890 m ³ 辺土名浄水場 977 m ³ 奥水源地 110 m ³ 安波水源地 90 m ³ 伊部浄水場 178 m ³	川田浄水場 1,575 m ³
配水池の数	12 池 1,722 m ³	26 池 2,747 m ³	9 池 1,632 m ³
職員数	専任 1 人 兼任 2 人	兼任 3 人	専任 2 人
水道料金 (税込) (家事用 10m ³)	1,311 円	715 円	660 円

8. 経営戦略の定期的な見直し

毎年度、経営状況を検証し、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより、事業の進行管理を行っていきます。

また、経営戦略の定期的な見直しについては、3～5年ごとに行います。

